

インターネットで調べた男性向け脱毛エステ店に出向いた。カウンセリングで、「本日限り契約できる特別なコース。3年間通い放題（最大18回）で脱毛できる」と勧められ、30万円の契約をした。2回施術したところで炎症を起こしてしまい、中途解約を申し出たが、「中途解約はできない。初回のみ有償で残りの施術は無償。初回は施術済みなので返金できない」と言われた。

（20歳代 男性）

全国の消費生活センターなどには、脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約者の年代をみると、10歳代から20歳代の割合が高く、近年は男性がひげ脱毛などでトラブルになるケースも増加しています。

脱毛を含むエステの契約のうち、期間が1か月、金額が5万円を超えるものは、特定商取引法に該当することから、事業者は同法に定められた概要書面と契約書面を消費者に交付することになっています。

エステ契約の特徴として、長期継続の契約であることや、施術の効果に対して客観的判断が困難といった問題点が挙げられます。こうしたことから、消費者の病気や転居などの事情により店舗に通えなくなったり、皮膚トラブルを起こしたりして、解約せざるを得ないことがあります。

また、「〇年間通い放題」「△年保証」などの長期間にわたるコースや「期間・回数無制限」などのコースの多くは、契約上、「有償提供部分」と「無償提供部分」とに分かれています。「有償提供部分」を超える部分については、いわゆるアフターサービス（無償提供部分）と考えられているため、中途解約の申し出に対しては、事例のように「中途解約はできない」「返金はない」などと言われてしまうトラブルが多くみられます。

このようなトラブルを避けるため、「解約しなければならない場合」も想定して慎重に検討し、契約書面で有償の期間・回数と単価を十分認識した上で、通い放題などの期間とのバランスをよく確認するようにしましょう。

それでも契約トラブルになったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。